

船舶インシデント調査報告書

平成31年1月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成30年7月1日 16時30分ごろ
発生場所	京都府伊根町亀島半島南南東方沖 <small>わし</small> 鷺崎灯台から真方位156° 1.6海里付近 （概位 北緯35°38.3′ 東経135°19.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートごんた丸は、錨泊中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ごんた丸、5トン未満（長さ5.32m）
船舶番号、船舶所有者等	251-14302 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、錨泊して釣りを行った後、定係港に戻ろうとしたところ、セルモータは回るものの、船外機が始動しなかった。</p> <p>本船は、抜錨して潮流により北西方に漂流し、船長が、燃料タンクの残量や燃料ホース等に異常を認めず、潮流も変わり日没も近くなったので118番通報を行い、来援した救助船によりえい航されて定係港に戻った。</p> <p>本船は、救助船の乗組員により、えい航中に船外機の点検が行われ、燃料タンク内の油面が低下し、燃料が船外機に供給されなくなっていること、また、燃料タンク内の油吸入管を燃料に漬けてエア抜きが実施され、船外機を再始動させたところ、船外機が運転できることがそれぞれ確認された。</p> <p>船長は、25年以上の本船の操船経験があり、本事故当日、発航前点検を行い、航行計画に見合った量の燃料を燃料タンクに補給し、予備の燃料を別の燃料タンクに入れて出港した。</p> <p>本船は、船体の動揺、少ない残油量等に対しても安定して燃料を供給できるように、燃料タンクが内側底部の油吸入管寄りに高さ約6cmの凸部を設けたダム状の構造となっていた。</p> <p>船長は、本インシデント発生後、燃料タンク内の残油が約5ℓ以下</p>

	<p>になった場合、燃料がダムにせき止められて2箇所に分けられ、油吸入管側の燃料が使用されて油面が低下し、燃料ポンプが油吸入管から空気を吸入することとなって燃料が供給されなくなることが分かった。</p>
分析	<p>本船は、錨泊中、燃料の残油が低下していたことから、燃料ポンプが空気を吸入して燃料を供給できなくなり、船外機が運転できなくなって運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、錨泊中、燃料油の残油が低下していたため、燃料ポンプが空気を吸入して燃料を供給できなくなり、船外機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機を運転する前、航海計画を考慮し、燃料タンクの形状を把握した上、十分な燃料を確保しておくこと。